

消防計画 目次

目 次		備 考
1	目的と適用範囲	
2	管理権原者の責任	
3	防火管理者の業務	
4	火災予防上の自主点検	
5	防火対象物及び消防用設備等の法定点検	
6	遵守事項	
7	放火防止対策	
8	工事中における安全対策	
9	防火・防災教育及び訓練	
10	消防機関への連絡、報告	
11	防火管理業務の一部委託	
12	自衛消防隊の編成及び任務等	
13	休日、夜間の防火管理体制	
14	震災対策	
15	避難経路図の掲出	
16	警戒宣言が発令された場合の対策	
17	津波に係る地震対策	
18	附則	
別表 1	日常の火災予防の担当者と日常の注意事項	
別表 2	自己点検チェック表(日常)「火気関係」	

別表 3	自己点検チェック表(日常)「閉鎖障害」	
別表 4	自己点検チェック表(日常)	
別表 5	消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表	
別表 6	消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表	
別表 7	防火管理業務の一部委託状況表	
別表 8-1	自衛消防隊の編成と任務(その1 本部隊)	
別表 8-2	自衛消防隊の編成と任務(その2 地区隊)	
別表 8-3	自衛消防隊の編成と任務(その2 地区隊)	
別表 9	避難経路図	

(備考)

(作成時の注意事項)

- 1 実態に合わせて、追記又は削除を行ってください。
- 2 全体の収容人員が30人以上を超える事業所は、目次の16、17について定める必要があります。
※工場、倉庫については、不特定多数の者が出入りする場合に限り作成する必要があります。
- 3 統括防火管理に該当し、全体の消防計画を定める場合は、全体の消防計画と内容が相違のないように作成してください。

消防計画

当該対象物の収容人員 _____
当該対象物の延べ面積 _____

作成日： 年 月

統括防火管理義務対象物 [該当 ・ 非該当]
(*マークは統括防火管理該当の時に適用する。)

1 目的と適用範囲

この計画は、消防法第8条第1項 (*及び第8条の2第1項) に基づき、事業所の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び地震その他の災害から、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ _____ 部分に勤務し、出入りする全ての者が守らなければならない。

2 管理権原者の責任

- (1) 管理権原者は、当該管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を有する。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火・防災上の建物構造や消防用設備等・特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- (5) 管理権原者は、消防計画に基づき実施する防火管理業務上必要な書類を編冊し、「防火管理維持台帳」として整理し保管する。

3 防火管理者の業務

防火管理者は、この計画について 全ての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (2) 火災予防上の自主点検の実施又は監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)等の点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修促進を図る。
- (3) 防火対象物の法定点検の立会い[該当 ・ 非該当]
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (5) 増改築、模様替え等の工事中の安全対策の樹立
- (6) 火気の使用制限は次に掲げる事項とする。
 - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - イ 火気使用設備器具の使用場所及び使用禁止場所の指定
 - ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
 - エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
 - オ その他必要と認められる事項
- (7) 収容人員の管理
- (8) _____ 部分の従業員に対する防火・防災教育の実施
- (9) 防火担当責任者や火元責任者等防火管理の業務に従事する者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案及び報告
- (11) 放火防止対策の推進

- (12) 地震による被害軽減のための防火施設、避難施設の点検の実施又は監督並びに不備欠陥箇所がある場合の改修
- (13) 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- (14) その他防火管理上必要な業務の実施
- (15) ***統括防火管理者への報告**
- 次の事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。
- ア 防火管理者を選任又は解任したとき
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき
 - ウ 防火対象物の法定点検を実施したとき
 - エ 消防用設備等の法定点検を実施したとき
 - オ 用途及び設備を変更したとき
 - カ 内装改修などの工事を行うとき
 - キ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき
 - ク 臨時に火気を使用するとき
 - ケ 火気使用設備器具又は電気設備の新設、改修等を行うとき
 - コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - サ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき
 - シ 防火管理業務の一部を委託するとき
 - ス 催物を開催するとき
 - セ 統括防火管理者に指示命令された事項についての結果
 - ソ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - タ その他火災予防上必要な事項

4 火災予防上の自主点検

(1) 日常の火災予防

- ア _____が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」（以下「別表1」という。）のとおりとする。
- イ 別表1は _____に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。
- ウ その他日常の火災予防に関すること

(2) 火災予防上の自主的に行う点検

自主点検は、日常的に行う点検と定期的に行う点検に分けて行う。

- ア 日常的に行う点検は、別表2『自主点検チェック表（日常）「火気関係」』（以下「別表2」という。）及び別表3『自主点検チェック表（日常）「閉鎖障害等」』（以下「別表3」という。）に基づき、_____がチェックする。

「火気関係」のチェックは_____時に行い、「閉鎖障害等」のチェックは1日____回行う。

- イ 定期的に行う点検は、別表4「自主点検チェック表（定期）」（以下「別表4」という。）に基づき、_____がチェックする。実施時期は、_____月と_____月の年2回とする。

(3) 消防用設備等の自主点検

消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

- ア 自主点検は、別表5「消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表」（以下「別表5」という。）に基づき、_____がチェックする。
- イ 実施時期は、_____月と_____月の年2回とする。

(4) 報告等

ア 自主点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

また、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

イ 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告しなければならない。

ウ 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

5 防火対象物及び消防用設備等の法定点検 防火対象物定期点検 [該当 ・非該当]

(1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期間内に報告できるように計画的に点検する。

***点検は、[建物所有者 ・ 入居している事業所] が実施する。※各管理権原者が実施する。**

(2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、管理権原者は、***【全体についての消防計画に基づく責任の範囲において】**不備について改修の計画を立て、改修を図らなければならない。

(3) 管理権原者は、点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。

(4) 管理権原者は、点検結果及び改修状況の記録を「防火管理維持台帳」へ編冊し保管する。

(5) 消防用設備等の法定点検の実施時期、点検実施者は、次のとおりとする。

設備名	機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)	点検実施者 (委託業者)
	月・ 月	月	氏名(業者名)
			住所
			電話

6 厳守事項

(1) 従業員等が守るべき事項

全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、自動販売機等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、別表2と合わせて終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気使用設備器具は指定された場所で使用する。また使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

オ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 次の事項を行う者は防火管理者への連絡、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気使用設備器具を新設又は増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

7 放火防止対策

(1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。

(2) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

(3) 倉庫、書庫等は、防火管理者が施錠管理する。

(4) 防火管理者は終業時に施錠管理を徹底させる。

(5) ごみ類は、あらかじめ決められた場所及び時間以外は、収集日の朝までごみ集積場には出さない。

(6) その他必要な事項

8 工事中における安全対策

(1) 防火管理者は、次に掲げる事項の工事を行うときは、工事人に対して工事計画書を事前に提出させるとともに、消防機関に相談し必要に応じて工事中の消防計画の届出を行う。

ア 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき

イ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

(2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。

(3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。

(4) 工事人に対して、作業場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、報告させること。

(5) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

(6) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

(7) その他必要な事項

9 防火・防災教育及び訓練

(1) 防火管理者は、従業員・新入社員等に別表1等を活用し、次のとおり防火・防災教育を定期的に実施する。

対 象 者	実施時期、内容
従 業 員	___月___月の年___回及び必要の都度、防火・防災教育を行う。
新入社員・パート	採用時又は必要の都度、防火・防災教育を行う。
*全体についての消防計画に定められている統括防火管理者がビル全体で実施する防火・防災教育に参加する。	

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

(3) 防火管理者が行う防火に関する訓練の実施時期等は、次のとおりとする。

訓練の種別	実 施 時 期	備 考
消火訓練	___月___月	・ その他の訓練は、安全防護及び応急救護訓練を実施する。 ・ 総合訓練は、消火・通報・避難訓練を一連の流れで行う。 ・ 大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。
通報訓練	___月___月	
避難訓練	___月___月	
その他の訓練	___月___月	
総合訓練	___月___月	

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合の届出
- (2) 消防計画を作成・変更した場合の届出
- (3) 消防用設備等の点検結果を【 1年・3年 】に1回、消防署長に報告する。
- (4) 防火対象物の点検結果を1年に1回、消防署長に報告する。[該当 ・非該当]
- (5) 改装工事等を行う際の「工事中の消防計画」の作成及び届出をする。
- (6) 消火、避難訓練を実施する際の事前通報
- (7) その他

11 防火管理業務の一部委託 [該当 ・非該当]

防火管理に関する業務の一部を別表7のとおりに委託する。

- (1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施する。
- (2) 受託した防火管理業務の内容について、定期的に防火管理者に報告する。

12 自衛消防組織の編成及び任務等

(1) 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表8のとおりとし、この別表は、事務所及び休憩室、更衣室等の見やすいところに掲示する。

(2) 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動する。

ア 通報・連絡

- (ア) 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報をするとともに、事務所等へ状況を連絡する。
- (イ) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- (ウ) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- (エ) その他

イ 初期消火

- (ア) 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- (イ) 初期消火担当は、近くにある消火器、_____を用いて消火する。

ウ 避難誘導

- (ア) 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- (イ) 拡声器、_____を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- (ウ) 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- (エ) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- (オ) その他

エ 応急救護

- (ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- (イ) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- (ウ) その他

オ 救出、救護

- 応急救護担当は、地震時において前エの任務のほか、次の活動を行う。
- (ア) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- (イ) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の傷病者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- (ウ) その他

カ 自衛消防隊の活動範囲

- (ア) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (イ) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (ウ) その他

キ その他

13 休日、夜間の防火管理体制

(1) 休日、夜間に在館者がいる場合

ア 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

(ア) 通報・連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

(イ) 初期消火

全員が協力して、消火器、_____を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(ウ) 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、拡声器、_____を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(エ) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、逃げ遅れ者の有無及び延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

(オ) その他

(2) 休日、夜間に無人となる場合

ア 休日、夜間において無人となる場合は、_____からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

イ 防火管理者は、建物の収容能力を超えた過剰な人員が入場することがないように、収容人員を適正に管理する。

14 震災対策

(1) 震災に備えての事前計画

- ア 地震による被害を軽減するために、日頃から建物等の点検及び補強等の措置を行う。
 - (ア) 別表2、3に基づき、点検を行い、火災予防措置、避難施設の維持管理を実施する。
 - (イ) 別表4に基づき、建物及び建物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- イ 地震による揺れに備え、事務室内、避難通路、出入口等の書架、棚、複写機等のオフィス家具類の転倒、落下及び移動防止の措置を行う。
- ウ 危険物、化学薬品、高圧ガス等を貯蔵又は取扱う場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置を講じる。
- エ 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- オ 火災の発生に備え、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認する。
- カ 地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。
- キ 警戒宣言が発令された時は、速やかに事業所内の者に伝達し、火気使用の禁止及び施設、設備の点検など、被害発生の防止措置を実施する。
- ク 定期的に行う訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう見直しを図る。

(2) 震災時の活動計画

- ア 緊急地震速報を受信した場合は、その情報を周囲の者に知らせるとともに、周囲の状況に応じて、自身の安全を確保すること。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認し、出火防止に努める。
- エ 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- オ 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は使用の制限を行う。
- カ 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは異動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- キ 情報収集等を行う通報連絡担当は、次のことを行う。
 - (ア) テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせる。
- ク 救出、救護
 - (ア) 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - (イ) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
- ケ 避難誘導等を行う各避難誘導担当は、お客等の混乱防止に努め、次のことを行う。
 - (ア) お客等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
 - (イ) お客等を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所_____までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
 - (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - (エ) 避難誘導は、_____の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

(オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

コ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

15 避難経路図の掲出

避難の経路は、別表 9「避難経路図」とし、建物利用者に周知することができる場所に必要に応じ掲出する。

16 警戒宣言が発令された場合の対策

(1) 大規模地震対策特別措置法に基づく大規模な地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合の自衛消防の組織の編成及び任務は、別表 8-1、8-2 及び 8-3 の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。

(2) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次により防火対象物内の在館者等に情報の伝達を行う。

ア 情報の伝達に先立ち、自衛消防隊の地区隊の避難誘導担当を退館者の誘導に必要な場所に配置する。

イ アの配置完了後、在館者等に放送設備を活用して別記 2 の放送文例により情報を伝達する。

(3) 防火管理者は、警戒宣言が発令されて、避難の必要があると認めた場合は、次により避難誘導を実施する。

ア 本部隊の避難誘導班は、放送設備を活用して落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

イ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

ウ 地区隊の避難誘導担当は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置する。

エ 地区隊の避難誘導担当は、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を活用して避難方向を明確に示し、誘導する。

オ 地区隊の避難誘導担当は、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を本部に連絡する。

(4) 施設の点検及び整備並びに応急対策

ア 本部隊の消火班は、防火対象物及び附属設備（看板、装飾塔等）の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

イ 本部隊の安全防護班は、事業所に設置してある火気使用設備器具等の自動消火装置又は燃料の自動停止装置等について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

ウ 地区隊の消火担当は、事業所が管理する危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒、落下、浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。

エ 地区隊の安全防護担当は、各事業所のオフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。

(5) 防火管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、次の事項を指示する。

ア 火災発生のおそれのある火気使用設備器具等は、原則として使用中止とする。

イ 被害拡大防止

(ア) 窓ガラス等の破損及び散乱防止措置

(イ) オフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置

(ウ) 避難通路の確保

(エ) 非常口の開放

(6) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施するものとする。

ア 大規模地震対応総合訓練

イ 部分訓練

(ア) 指揮訓練

- (イ) 避難訓練
- (ウ) 救出救護訓練
- (エ) 安全防護訓練
- ウ その他の訓練

(7) 防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の教育を実施するとともに、防災意識の啓発を図るための広報活動を行うものとする。

- ア 警戒宣言発令時の対応
- イ 在館者が守るべき事項
- ウ その他警戒宣言発令時の安全確保のために必要な事項

17 津波に係る地震(南海トラフ地震等)対策

- (1) 防火管理者は、ラジオやテレビの受信体制の確保に努めるとともに地震が発生した場合には、直ちに当該受信体制を強化する。
- (2) 津波に係る情報が発表された場合の自衛消防組織の編成及び任務は、別表8－1、8－2及び8－3の「自衛消防隊の編成と任務」の欄に示す編成及び任務とする。
- (3) 防火管理者は、(1)により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに放送設備を活用して在館者に伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。
- (4) 防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように次の訓練を実施する。

- ア 大規模地震対応総合訓練
- イ 部分訓練
 - (ア) 高所避難訓練
 - (イ) 指揮訓練
 - (ウ) 救出救護訓練
 - (エ) 安全防護訓練
- ウ その他の訓練

(5) 防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、迅速かつ適切な活動ができるよう必要な知識及び技術を高めるために防災週間等の期間に次の教育を実施するとともに、関係機関から提供される津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

- ア 津波の発生が予測される場合の対応
- イ 在館者が守るべき事項
- ウ その他津波からの安全確保のために必要な事項

18 附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

[illegible]

別表 2

自主点検チェック表（日常）「火気関係」

____月

実施責任者					担当区域			
日	曜日	実 施 項 目						
		ガス器具 のホース 老化・損 傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気設備 器具の設 置・使用 状況	吸殻の処 理	倉庫等の 施錠確認	終業時の 火気の確 認	その他（共 用部分の可 燃物の有無 等）
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

防火管理
者確認

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 3

自主点検チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者					担当範囲		_____			
実施日時										
実施項目		確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口									
	廊下 避難 通路									
	階段									
閉鎖障害	防火戸 ・ 防火 シャッ ター									
操作障害等	屋内 消火栓									
	自動火 災報知 設備									
備 考										

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理 者確認	
-------------	--

別表 4

自主点検チェック表（定期）

実 施 項 目		確 認 箇 所	検 査 結 果		
建 物 構 造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防 火 設 備	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室内の装飾は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
点検実施者氏名		点検実施日	点検実施者氏名	点検実施日	防火管理者確認
構造関係 _____		年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____		年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____		年 月 日	危険物施設 _____	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

別表 5

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。（例、物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改裝等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

（備考）不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。（凡例）○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修

別表 6

消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表

消防用設備等・ 特殊消防用 設備等の種類	点検実施月 日	点検実施月 日	
	点検の区分	機器点検	総合点検
消火器		月 月	月
屋内消火栓設備		月 月	月
スプリンクラー設備		月 月	月
自動火災報知設備		月 月	月
ガス漏れ火災報知設備		月 月	月
非常警報設備		月 月	月
避難器具		月 月	月
誘導灯		月 月	月
連結送水管		月 月	月
排煙設備		月 月	月
自家発電設備		月 月	月
総合操作盤		月 月	月
配線		月 月	月

* 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点 検 設 備 業 者	_____
住 所	_____
電 話 番 号	_____

(平成 年 月 日現在)

防火対象物名称				再受託者の有無		
管理権原者氏名				☐ 無し ☐ 一部有り ☐ 全部		
防火管理者氏名						
受託者の氏名及び住所等						
〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕				受託者が再委託する場合記入		
氏 名 (名 称) 住 所 (所在地) 電 話 番 号 担 当 事 務 所 電 話 番 号 〔教育担当者講習 修了者氏名〕 〔講 習 修 了 証 番 号〕 〔教 育 計 画〕						
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範 囲	☐ 火気使用箇所の点検監視業務 ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 周囲の可燃物の管理 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他（ ） ☐ 同左 ☐ その他（ ）	
		方 法	常 駐 場 所 常 駐 人 員 委託する防火対象物の範囲 委 託 す る 時 間 帯			
	巡回方式	範 囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）	
		方 法	巡 回 回 数 巡 回 人 員 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯			
	遠隔移報方式	範 囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）	
		方 法	現 場 確 認 要 員 の 待 機 場 所 到 着 所 要 時 間 委託する防火対象物の区域 委 託 す る 時 間 帯			

別表 8-1

自衛消防隊の編成と任務（その 1 本部隊）

自衛消防隊本部長 _____（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）		自衛消防隊長 _____（自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。）		自衛消防副隊長 _____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）	
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務		警戒宣言発令時の組織編成と任務	
指 揮 班		1 隊長、副隊長の補佐	情 報 収 集 班 として 編 成 する。	1 大規模な地震に関連する情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。	2 周辺地域の状況を把握する。
		2 自衛消防本部の設置			
通 報 連 絡 班		3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集		3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。	4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。
		4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導			
消 火 班		5 その他指揮統制上必要な事項		4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。	5 在館者の調査
		1 消防機関への通報並びに通報の確認			
避 難 誘 導 班		2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達	点 検 措 置 班 として 編 成 する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等・特殊消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
		3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）			
安 全 防 護 班		1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事	平 常 時 と 同 様 の 編 成 とする。	上記の消火班の任務に同じ。	
		2 地区隊が行う消火作業への指揮指導			
救 護 班		3 消防隊との連携及び補佐	点 検 措 置 班 として 編 成 する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。	
		1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達			
		2 非常口の開放並びに開放の確認			
		3 避難上障害となる物品の除去			
		4 逃げ遅れの確認及び本部への報告			
		5 ロープ等による警戒区域の設定			
		1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖			
		2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止			
		3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置			
		1 応急救護所の設置		情 報 収 集 班 として 編 成 する。	
		2 負傷者の応急処置			
		3 救急隊との連携、情報の提供			

別表 8-2

自衛消防隊の編成と任務（その2 地区隊）

地区隊長（担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。）		
地 区 隊 の 編 成（平 常 時）		
__階 地区隊長 通報連絡担当 消火担当 避難誘導担当 安全防护担当 救護担当 __階 地区隊長 通報連絡担当 消火担当 避難誘導担当 安全防护担当 救護担当		
平常時の任務		警戒宣言発令時の組織編成と任務
通 報 連 絡 担 当	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡	情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
消 火 担 当	消火器等による初期消火及び本部隊消火班の誘導	点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避 難 誘 導 担 当	出火時における避難者の誘導	平常時と同様の編成とし、本部の指揮により、避難誘導を行う。
安 全 防 護 担 当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検担当として編成し、上記の消火担当の任務に同じ。
救 護 担 当	負傷者に対する応急処置	応急措置担当として編成し、危険箇所の補強、整備を行う。

別表 8-3

自衛消防隊の編成と任務（その3 本部隊と地区隊）

自衛消防隊長	_____	(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)	
自衛消防副隊長	_____	(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)	
地区隊長	_____	(担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。)	
自 衛 消 防 隊 の 編 成 （ 平 常 時 ）			
__階 地区隊長	_____	連絡通報担当	_____
	_____	初期消火担当	_____
	_____	避難誘導担当	_____
	_____	安全防護担当	_____
	_____	応急救護担当	_____
__階 地区隊長	_____	連絡通報担当	_____
	_____	初期消火担当	_____
	_____	避難誘導担当	_____
	_____	安全防護担当	_____
	_____	応急救護担当	_____
平常時の任務		警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
通 報 連 絡 担 当	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡	情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ等により情報を収集する。	
初 期 消 火 担 当	出火場所への急行、消火器等による初期消火	点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。	
避 難 誘 導 担 当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。	
安 全 防 護 担 当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	点検担当として編成し、上記の初期消火担当の任務に同じ。	
応 急 救 護 担 当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供	応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材等の確認を行う。	

留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、自衛消防副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
- 2 地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。
なお、事務室等に掲出するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で替わった場合は、速やかに訂正することが必要です。

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

避難経路図（平面図に避難口・廊下・階段等へ避難する経路を矢印で記入する。）